

# 宮城県被災建築物応急危険度判定実施要綱

宮城県建築物等地震対策推進協議会

平成14年6月18日制定

平成28年3月22日改正

## 第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定に関して必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

### 1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、発災後速やかに建築物の被害状況を調査し、二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、判定ステッカーの表示により情報提供を行うことをいう。

### 2 被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱に基づき登録された者及び他の都道府県で登録された者をいう。

### 3 被災建築物応急危険度判定所管課（以下「所管課」という。）

地方公共団体において判定を所管する課又はそれに相当する部署をいう。

### 4 被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）

判定を実施するために市町村の所管課に設置される本部をいい、市町村災害対策本部の下に組織される。

### 5 被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）

実施本部による判定実施を支援するために、宮城県の所管課に設置される本部をいう。

### 6 被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定実施に当たり、災害対策本部、実施本部及び支援本部と判定士との連絡調整並びに判定士に対する指導・監督にあたる者であり、主に実施本部である市町村職員が務める。実施本部は、関係団体及び支援本部に対して、判定コーディネーターの派遣要請をすることができる。

### 7 被災建築物応急危険度判定実施本部協力員（以下「協力員」という。）

実施本部の業務を総合的に支援するために、実施本部からの要請により関係団体から派遣される者をいう。主に判定士の参集補助、判定結果の集計等の事務業務に従事する

### 8 全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）

円滑な判定実施のために、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して、事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要性から、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって設立された団体をいう。

## 9 被災建築物応急危険度判定要綱（以下「**全国要綱**」という。）

全国協議会が判定に関して策定した要綱をいう。

## 10 宮城県建築物等地震対策推進協議会（以下「**県協議会**」という。）

宮城県内の建築物等の総合的な地震対策の推進を図り、県民の安全・安心な生活に資することを目的として設立された団体をいい、県、市町村、建築物等に関する団体等で構成される。協議会活動の一環として宮城県の判定体制や実施に関する協議を行う。

## 11 広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下「**ブロック協議会**」という。）

地震による大規模災害時の判定の広域的支援に備え、周辺都道府県により構成、設立された団体をいう。

## 12 被災建築物応急危険度判定広域支援本部（以下「**広域支援本部**」という。）

被災都道府県からの要請により、各ブロックの幹事都道府県の所管課に設置され、ブロック内の被災していない会員からの支援の取りまとめを行う組織をいう。

## 13 北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会（以下「**北海道・東北協議会**」という。）

北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会規約に基づき設立されたブロック協議会をいい、北海道、東北6県、新潟県、札幌市、仙台市及び新潟市によって構成される。

## 14 北海道・東北被災建築物応急危険度判定広域支援本部（以下「**北海道・東北広域支援本部**」という。）

支援本部からの要請により、北海道・東北協議会の会長（会長が被災した場合は、副会長）を務める地方公共団体の所管課に設置される広域支援本部をいう。北海道・東北協議会の被災していない会員からの支援の取りまとめ等を行う。

## 15 関係団体

県協議会員の建築物に関する団体をいい、関係団体は、県及び市町村の判定活動に支障の無い限り協力する。関係団体は、市町村と判定への協力に関する協定を締結することが望ましい。

## 第3 判定の実施主体

- 1 判定の実施主体は市町村とし、関係団体の協力のもと、判定士等の協力を得て実施する。県は、その支援を行う。
- 2 前項の規定は、必要に応じて県が主体となって判定を実施することを妨げるものではない。

## 第4 震前対策

- 1 市町村は、円滑な判定実施を図るため、予め次に掲げる事項からなる「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下「**市町村要綱**」という。）の策定及び実施本部の事前体制の整備を行う。
  - (1) 判定実施の決定方法
  - (2) 実施本部の設置及び体制
  - (3) 判定実施に関する県及び関係団体との連絡調整等
  - (4) 優先的に判定を実施する施設、区域等の指定
  - (5) 判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順
  - (6) 判定士、判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保

- (7) 県及び関係団体に対する支援要請
  - (8) 判定士等の判定の対象区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
  - (9) 判定用資機材の調達、備蓄
  - (10) その他必要な事項
- 2 市町村は、避難施設等の優先的に判定を実施する施設の一覧表及びその位置図を県及び関係団体に提出する。
- 3 県は、市町村が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 県は、円滑な判定実施への的確な支援が行えるよう、市町村及び県協議会と連携を図りながら、予め次に掲げる事項を行う。
- (1) 判定士等の養成、登録、訓練、技術の研鑽及び意識啓発
  - (2) 市町村及び関係団体への判定士名簿の提供等の体制整備支援
  - (3) 判定制度についての市町村への周知
  - (4) 支援本部の事前体制の整備
  - (5) 判定用資機材の調達、備蓄及び市町村への備蓄促進
  - (6) 市町村要綱の取りまとめ及び保管
  - (7) 市町村から提出を受けた避難施設等の優先的に判定を実施する施設の一覧表及びその位置図の保管
  - (8) 市町村と関係団体の判定への協力に関する協定締結の促進
  - (9) その他必要な事項
- 5 前項第1号に掲げる事項のうち、判定士の養成、登録については宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱（以下「**登録要綱**」という。）によるものとし、判定コーディネーターの養成については、県は必要に応じて判定コーディネーター養成講習会を開催し、受講者リストを管理する。
- 6 第4項第5号に掲げる事項については、各市町村が判定実施に必要な判定資機材数を確保し、備蓄することが望ましい。県は、市町村からの支援要請に備え、判定資機材を備蓄する。
- 7 関係団体は、市町村及び県からの支援要請に対して的確な支援が行えるよう、予め次に掲げる事項を準備する
- (1) 所属する判定士、協力員及び判定コーディネーターの養成・確保
  - (2) 所属する判定士、協力員及び判定コーディネーターの名簿管理、連絡網の整備
  - (3) その他必要な事項

## 第5 判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準

判定の対象区域及び対象建築物の決定基準は、市町村要綱に定めるところによる。

## 第6 震前対策に係る事項

震前対策に関する事項は、全国協議会発行の被災建築物応急危険度判定必携（以下「**必携**」という。）及び宮城県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル（以下「**県実施マニュアル**」という。）に定めるところによる。

## 第7 判定実施の決定

- 1 市町村災害対策本部は、判定実施の必要があると判断した場合は、判定実施を決定し、直ちに実施本部の設置及びその他の必要な措置を講じる。
- 2 県災害対策本部土木部建築宅地班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築宅地課）は、判定実施の必要があると判断したときは、前項にかかわらず、判定を実施するよう市町村災害対策本部に進言することができる。
- 3 県災害対策本部土木部建築宅地班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築宅地課）は、判定実施の必要があり、かつ、当該被災市町村による判定実施が困難であると判断したときは、前2項にかかわらず、県の機関に実施本部を設置し、その他の必要な措置を講じるよう、県災害対策本部に進言することができる。

## 第8 県と市町村の連絡調整等

- 1 市町村災害対策本部は、実施本部を設置したときは、県災害対策本部に速やかに報告する。
- 2 市町村災害対策本部は、判定実施のための支援を、県災害対策本部に要請することができる。この場合、「応急危険度判定支援要請・回答書」により要請する。
- 3 県災害対策本部は、市町村災害対策本部から支援要請があったときは、支援本部を設置し、支障のない限り支援を行う。この場合、「応急危険度判定支援要請・回答書」により回答する。
- 4 判定実施に当たっては、実施本部と支援本部は相互に連絡を取り、円滑な判定実施に努める。

## 第9 判定実施における県（支援本部）、市町村（実施本部）、関係団体の役割

- 1 市町村（実施本部）の役割は、下記のとおりとする。
  - （1）地震発生時の情報収集
  - （2）判定要否の決定、判定方法の決定
  - （3）実施本部、判定拠点（集合場所）の設置
  - （4）関係団体への実施本部支援要請（協力員、判定コーディネーターの派遣要請等）
  - （5）地元判定士への参集要請、関係団体への判定士派遣要請
  - （6）県への支援要請
  - （7）判定士（及び判定資機材）の受け入れ
  - （8）判定結果の集計、県への報告
  - （9）その他必要な事項
- 2 県（支援本部）の役割は、下記のとおりとする。
  - （1）地震発生時の情報収集
  - （2）実施本部を設置することが困難な市町村に対する支援
  - （3）実施本部からの支援要請に対する、県内市町村及び関係団体や北海道・東北広域支援本部等への支援要請（判定士の派遣要請等）
  - （4）その他必要な事項
- 3 支援本部は、実施本部から判定資機材等に関する支援要請があった場合は、可能な限りの支援を行う。

- 4 支援本部は、判定士等の応援派遣に際して、移動手段、食料、飲料水、宿泊場所等の必要な準備について、当該市町村による調達が困難な場合は、県災害対策本部へ働きかけて可能な支援に努める。
- 5 関係団体の役割は、判定への協力に関する協定等に基づき、実施本部からの協力要請により、下記事項を行う。
  - (1) 判定コーディネーター及び協力員の派遣
  - (2) 判定士の派遣
  - (3) その他必要な事項への協力

## **第10 判定士等の移動、宿泊その他必要な事項**

- 1 判定士等の移動方法、宿泊場所の設定並びに判定資機材の輸送方法、その他必要な事項は、被災市町村の市町村要綱に定めるところによるものとし、定めが無い事項については、実施本部と支援本部が調整し決定する。

## **第11 国及び他都道府県に対する支援要請並びに他都道府県への支援等**

- 1 支援本部は、地震被害が大規模であること等により、国又は他都道府県の支援を受ける必要があると判断したときは、北海道・東北広域支援本部を通じて、国又は他都道府県に対し、支援要請を行う。
- 2 支援本部は、前項の支援要請を行う場合は、「応急危険度判定支援要請・回答書」により行う。
- 3 宮城県知事は、北海道・東北広域支援本部を通じて、国又は他都道府県から支援要請があった場合は、速やかに支援本部を設置し、支障の無い限り必要な支援に努める。
- 4 前3項に関する業務は、必携第2編第3章広域支援本部業務マニュアルに準じて行う。
- 5 他都道府県から派遣された判定士等が県内で従事する判定は、当要綱に基づき実施する。

## **第12 判定実施に関する業務及び判定方法**

- 1 判定実施に関する業務は、必携第2編第2章及び県実施マニュアルに準じて行う。
- 2 判定基準や方法（判定結果の表示方法等を含む）は、一般財団法人日本建築防災協会及び全国協議会発行の「被災建築物応急危険度判定マニュアル」及び宮城県土木部建築宅地課発行の「宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会テキスト」に準じて行う。

## **第13 判定活動等における安全及び補償等**

- 1 県及び市町村は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。
- 2 判定士等は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、自己の生命の安全を最優先し、危険を冒してはならない。
- 3 県は、民間の判定士等が、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動により死亡又は、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」に加入するものとし、当該制度の規定に基づいて当該制度を適用する。

4 市町村は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動を実施した場合に生じる負担金を、活動に参加した判定士の人数に応じて負担する。

5 県及び市町村は、所属する職員判定士等が実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、又は自宅若しくは職場からこれらの活動場所までの移動において、死亡又は、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合に、公務災害補償の適用を受けられるように必要な措置を講じる。

#### **第14 その他**

1 県、県内市町村及び関係団体は、円滑な判定活動が図られるよう、当要綱を必要に応じて見直し、県協議会での検討を踏まえて改正するものとする。

2 当要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。